

ISHIDA まちづくり ニュース

第36号(平成19年6月) (株)石田技術コンサルタンツ

まちづくり交付金は進化しているか！？

～平成19年度のまちづくり交付金拡充と運用について～

まちづくり交付金新規地区や変更地区の概算要望や事後評価の実施方法の検討についてピークを迎えている中で、まちづくり交付金について多くの問い合わせやご相談を頂いています。

そこで、前号に引き続き、まちづくり交付金の拡充内容と運用について整理し、今後のまちづくり交付金活用の方角性を考察します。

平成19年時点では、まちづくり交付金は確実に進化しているようです。

まちづくり交付金の拡充

1. まちおこしセンター(高次都市施設)

- ・ 地域の活性化を進めるNPOや商工団体等による地場産品等の開発・研究・展示や需要拡大に向けた情報発信等の拠点となるセンター施設で、以下の機能を有するもの。
 - 地場産業や農林水産業等の地域資源を活かした新ブランドの企画・開発、販路開拓等に係る検討・意見交換等を行うスペース(必須)
 - 上記に付随する地域の中小製造業や商店街、観光協会等との連携・交流スペース、新ブランド等の展示スペース等
- ・ 施設整備にあたり、市町村が一定の費用負担を行うことが必要であるが、具体的な整備主体等については、以下のような多様な形態が考えられる。
 - 市町村が施設を整備し、運営については地域の活性化を進めるNPOや商工団体等に委託する。
 - 市町村が施設の整備、運営ともに直営で実施する。
 - 地域の活性化を進めるNPOや商工団体等が施設の整備、運営ともに実施し、市町村が一定の費用負担を行う。 等
- ・ 交付金の対象は、施設の整備に要する費用であり、施設の運営に要する費用(維持管理費等)については、交付金の対象にならない。

2. 子育て世代活動支援センター

- ・ 乳幼児等の一時預かり等の拠点となるセンター施設で以下の機能を有するもの。
 - 乳幼児等の一時預かり機能をもったスペース(必須)
 - 上記に付随する授乳室、子育て世代の交流や文化活動、研修等を行うスペース等
- ・ 具体的な整備主体および交付金の対象は、まちおこしセンターと同様の考え方。

まちづくり交付金の運用について(特記事項)

1. 都市再生整備計画に鉄道駅関連施設整備を位置づける場合の対応について

- ・ 鉄道駅関連施設(駅舎等鉄道施設及びその改築等と一体となった自由通路、駅前広場等)を整備する場合、鉄道事業者との適切な役割分担の上、合理的に事業を進める必要がある。
- ・ 本来、鉄道事業者が行うべき施設の整備については、都市再生整備計画の交付金対象にならない。(鉄道事業者と協議を始める前に地方整備局に相談)

2. 行政施設の耐震改修等について

- ・ 行政施設の耐震改修等を行う場合については、一般に地域の防災性を高める等のまちづくりの目的に沿って行われると解釈でき、基本的にまちづくり交付金の対象となる。
- ・ また、建替えることにより耐震性を確保する場合は、改修よりも合理的である場合はまちづくり交付金の対象となる。(まちづくりの目的との整合が前提)
- ・ 但し、施設の老朽化などによる改修・建替えはまちづくり交付金の対象とすることは不適當であると考えられる。

まちづくり交付金事後評価について(方針提案)

1. 方法書の作成について

- ・ 基本的に都市再生整備計画の最終年度に事後評価を実施するが、その前年度に方法書を作成することを提案する。特に次期計画を予定している地区は、次期計画の作成において事後評価の結果を反映させる必要があることから、事後評価の作業スケジュールに十分な余裕を確保することを提案する。
- ・ 都市再生整備計画の変更により、達成指標に係る事業内容に変更が生じる場合は、達成指標の取り扱いやまちづくりの目標との整合性等を十分に検証し、達成指標の見直しを合理的に実施する必要がある。そのためにも方法書の作成を早めに実施することが望まれる。

2. モニタリングの実施について

- ・ 交付期間中にモニタリングを実施することは中間段階での進捗状況を確認し、適切な事業の執行および見直しにとって非常に重要である。
- ・ 特に、主要な事業の変更を実施する場合や、達成指標の達成が十分でないと予想される場合は、中間段階のモニタリングにより、それらへの対応(変更等の理由の明確化・理論武装)が円滑に実施できる。
- ・ 場合によっては、委員会の開催や住民参画の状況等の記録を手掛かりに、過年度のモニタリングを整理することも検討すべきである。

当社は、これまでの「まちづくり交付金」関連のコンサルティング実績をいかして、「困ったときに頼りになる」コミュニティコンサルタントとして、皆様からのご質問・ご依頼などに誠実に対応していきます。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1091

e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

「コミュニティ・コンサルタント」

を目指しています。



株式
会社

石田技術コンサルタンツ